

令和6年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和6年4月10日（水）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室
農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗
会議録署名委員 2番 田中 輝勇 18番 松本 平男

議 長

皆さんこんにちは、一昨日、みなべの島ノ瀬ダムに桜の花を観賞に行ってきたんですけども、風が強くて、桜吹雪の中を観賞してきました。随分と暖かくなったものでございます。ところで、先月の20日から21日にかけて、この我々の地方で雹が降りました。そのことによって、旧田辺市とみなべ町を合わせたほぼ全域で、その被害が確認されまして、上富田町を含めて大体4億円近い損害があるであろうと、県の方で発表があったところでございます。今年は凶作であるということからすると、ダブルパンチを受けた格好になりますけども、まだ収穫を終えるまでには、台風がひょっとしたら来るかもしれないし、それからヒメヨコバエも若干飛んでおりますし、カメムシなども発生しているようで、これから気の抜けない状態になると思います。また、梅だけでなく、他の作物にも被害がなければいいなとそういう風に思っております。それからもう一つ、相続登記の関係なんですけども、今年4月1日から相続登記が義務化されたということで、皆様もご存じだと思うんですけども、これは、相続時に登記がなされていないということで、全国的にも、公共事業の用地買収、それから災害の復興事業がなかなか進まないようで、その土地、農地だけではないんですけども、いろんな土地を含めて24%程度が相続されていない、所有者が不明という状態になっております。そういうことで、不動産登記法が改正されたんですけども、このことによって、土地の所有者が死亡して、相続しなければならないことを本人が知った日から、3年以内に相続登記をしなければならないということが決められております。正当な理由がなく、相続登記の申請をしなかった場合は、10万円以下の過料が課せられると、そういうことになるようです。我々農業委員会も、農地の貸し借りとか、売買、そのことには少なからず影響してくると思いますので、ご近所の方とか、周辺に該当する方がおられましたら、情報を伝えていただければありがたいなと思います。さて、4月の田辺市の人事異動で、農林水産部長、並びに農業振興課で異動がありましたので、蟬課長の方からご紹介をお願いします。

農振課蟬課長

（異動のあった職員を紹介）

議 長 はい、ありがとうございました。
(農林水産部長、農業振興課職員退室)

議 長 それでは進めさせていただきます。最初に農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、並びに所有権移転について申出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、196㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月7日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、368㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月7日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2、385㎡、他1筆、合計3、770㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月7日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3、312㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月8日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、435㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2,000円、持参払い、期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、236㎡、他3筆、合計2,353㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・ビシャコ、期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、229㎡、他4筆、合計1,370㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2、145㎡、他5筆、合計6,528㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・梅・ゴマ、期間は令和6年5月1日から令和21年4月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、155㎡、他7筆、合計3,541㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、943㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、431㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年5月1日から令和10年5月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、360㎡、他2筆、合計1,813.85㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・野菜・いちご、期間は令和6年5月1日から令和10年5月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、551㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、

期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 730㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間30,000円、口座払い、期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,053㎡、他2筆、合計3,955㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、276㎡、他4筆、合計4,303㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲・ゆず・ぶどう山椒、期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,523㎡、他2筆、合計2,044㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日の新規です。合計13件、42筆、32,997.85㎡、貸し手11名、借り手7名です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,147㎡、他1筆、合計7,498㎡、売り手は〇〇〇、〇〇〇〇、買い手は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は500万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和6年4月23日、所有権移転の時期は令和6年4月23日です。合計1件、2筆、7,498㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長

はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。借り手の〇〇君は専業農家で、面積も大々的にされている方で、契約も更新ですので異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番、3番、更新ですので異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。新規ですが、〇〇さんは若いので頑張ってくれると思います。異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。これも更新ですので異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番について、更新ですので異議ございません。8番については、借り手の〇〇〇〇の方は、周辺農地をいろいろ借りて、野菜、梅等を広範囲でされている方です。異議ありません。9番は〇〇〇〇の畑ですが、〇〇〇〇の方が借りており、大々的に農業をされている方です。

異議ございません。

議 長 はい、10番
 ○○番 委員 ○○番○○です。この畑は、○○さんの自宅に隣接しておりまして、以前は別の方が借りていたんですが、今回から○○さんが借りることになります。異議ございません。

議 長 はい、11番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、12番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。12番、13番について、二人とも専業で農業をがんばっているということで、異議ありません。

議 長 はい、以上13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。あっせんで成立した案件ですので異議ございません。
 議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございます。
 （農振課 山崎退席）

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日欠席委員さんはございません。全員出席でございます。本日の会議録署名委員に、2番田中輝勇委員さん、18番松本平男委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号事業計画変更申請（農地法施行規則第53条）について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は18㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,600㎡、他4筆、合計4,486㎡、貸人は○○○、○○○○、借人は○○○、○○○○、使用貸借11年間設定、経営移譲です。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,970㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。4番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記

簿、現況共に畑、面積は6,028㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は866㎡、他1筆、合計1,196㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は109㎡、他1筆、合計122㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は926㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分5分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は684㎡、他4筆、合計4,243㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番の譲受人の〇〇さんは認定農業者で大変若い方です。今回、この18㎡の農地が贈与に至った経過ですが、自己所有の農地と、一体として利用するため取得するとのことで異議ございません。2番については、親子関係であり、経営移譲ですので、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、4番。
〇〇番〇〇です。先月あっせん成立した案件です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、6番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、7番。
〇〇番〇〇です。姉から維持管理している弟への贈与で異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、8番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は418㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場11台、418㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和6年2月13日抜きとなっています。隣接

同意は不要です、水利同意はございます。この土地は宅地と道路に囲まれた小集団の農地で第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は126㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場5台、126㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成9年2月5日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は河川と宅地、道路に囲まれた小集団の農地で第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は358㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、119.25㎡、駐車場等238.75㎡、合計358㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年6月19日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は河川と宅地、道路に囲まれた小集団の農地で第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は177㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、66.24㎡、駐車場等、110.76㎡、合計177㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は300㎡、他5筆、合計1,521.04㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場262㎡、芝生広場等950.04㎡、ドッグラン309㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和5年10月20日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4月8日に〇〇委員、事務局とともに現地調査を行いました。今回は、5条5件、2条1件、合計6件の現地調査を行ってまいりました。それでは、5条申請について説明します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約300mの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が市道、南側が宅地、北側が県道となっています。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意ももらっております。転用理由、選定理由は、譲渡人は農地の整理・規模縮小を考えていたところ、この度、自動車整備販売業を営む譲受人との話がまとまり、駐車場用地に転用するものです。転用内容は、駐車場（11台分）、盛土については53cmから57cm、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。何ら問題ないと思われまます。2番、申請場所は〇〇〇〇よ

り北へ約200mの位置で、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が県道、西側が河川、南側が市道、宅地、北側が河川となっています。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意ももらっております。転用理由、選定理由は、譲渡人は農地の維持管理に不安を感じ、農地の整理を考えていたところ、この度、不動産業を営む譲受人との話がまとまり、駐車場用地に転用するものです。転用内容は、駐車場（5台分）、盛土については30cmから70cm、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。何ら問題ないと思われまます。3番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約700mの位置で、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、里道、西側が宅地、南側が畑ですが貸人の所有地、北側が宅地、県道となっています。隣接同意はもらっており、〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意ももらっております。転用理由、選定理由は、貸人と借人は親子です。借人は居宅建築のため、実家付近で適地を探していたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。30年間の土地使用貸借契約です。転用内容は、住宅（1棟）、庭・駐車場等で、盛土については50cm、排水等については、合併処理後、雨水とともに北側県道側溝へ放流するとのことです。何ら問題ないと思われまます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約100mの位置で、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が畑ですが貸人所有地、南側が宅地、北側が宅地となっています。水利同意は不要です。転用理由、選定理由は、貸人と借人は義理の親子関係です。借人は居宅建築のため、住環境が良い適地を探していたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。期間の定めのない土地使用貸借契約です。転用内容は、住宅（1棟）、庭・駐車場等で、切土盛土なし、排水等については、合併処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流するとのことです。何ら問題ないと思われまます。5番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約300mの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が県道、西側が山林、南側が田、里道、北側が宅地、水路となっています。隣接同意はもらっており、水利同意は不要です。転用理由、選定理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農業従事者ではないため、農地の整理を考えていたところ、この度、駐車場・ドッグラン用地等として転用するものです。転用内容は、駐車場・ドッグラン・休憩施設（芝生広場）で、整地のみ、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。何ら問題ないと思われまます。以上です。

議 長
 〇〇番 委員
 議 長
 〇〇番 委員
 議 長
 〇〇番 委員
 議 長
 〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。異議ございません。
 はい、2番。
 〇〇番〇〇です。2番、3番について、異議ございません。
 はい、4番。
 〇〇番〇〇です。現調委員さんの報告のとおり異議ございません。
 はい、5番。
 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は84㎡、他1筆、合計92.82㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2条の案件について説明します。申請場所は〇〇〇〇より南西へ約800mにあり、現況は宅地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が畑、南側が畑、宅地、北側が市道となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、平成14年頃から耕作しておらず、その後、倉庫が建築され、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり問題ないと思われまます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の代表委員の説明通りで、異議ございません。

議 長 議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,662㎡、他1筆、合計2,581㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は5,500kg、希望価格は550万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この売渡人の〇〇さんは現在一人で耕作をされておられて、高齢になったので売りたいということでございます。畑の状況ですけれども、幅2mくらいの道路を挟んで、2筆が上下に分かれておることによって、南向けで、管理が大変行き届いている農地です。スプリンクラーやモノラックはあります。この畑は、やや傾斜がある程度でいい畑だと思います。

議 長 それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであつせんすることに致します。それではあつせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あつせんについて、委員さん方大変ご苦勞ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あつせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5, 1 1 5㎡、他1筆、合計6, 6 7 1㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年3月9日、価格は4 5 0万円です。あつせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2, 6 7 5㎡、他1筆、合計2, 7 8 2㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年3月10日、価格は2 7 0万円です。あつせん委員は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1 5 3㎡、他1筆、合計2, 4 5 3㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年3月12日、価格は3 6 7万9, 0 0 0円です。あつせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上3件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それではあつせんの顛末についての報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の畑については、3月9日に〇〇〇〇の〇〇さん宅で、3人の委員と〇〇さんとの話をしてあつせんが成立しました。〇〇さんは、青年で認定農業者として〇〇〇〇でみかんを手広くされており、地域の担い手でもございます。2番の畑ですが、今回買われる〇〇さんも、〇〇さんと同様に若い方で、認定農業者でみかんの栽培を行っており、地域の担い手として頑張っておられます。3月10日に〇〇さん宅で、私を含めた3人の委員と、売り手の〇〇さんと話を行いあつせんが成立しました。以上です。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3月12日に私と〇〇委員、〇〇委員さんにも出席していただいて、売り主の〇〇さん、買主の〇〇さんと〇〇〇〇で話し合いを行いました。〇〇さんは認定農業者で、〇〇さんの畑と隣接しているということで、話がまとまりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。委員さんご苦勞様でした。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あつせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,196㎡の内277.59㎡、他1筆、合計1,330㎡の内412.30㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は654㎡の内129.78㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は164㎡の内164.75㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は184㎡の内184.22㎡、他1筆、合計640㎡の内640.37㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は464㎡の内464.44㎡、他1筆、合計731㎡の内732.22㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、鉄塔工事敷地、鉄塔用地、仮設道路です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号事業計画変更申請（農地法施行規則第53条）について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は260㎡の内28.29㎡、他2筆、合計938㎡の内855.91㎡、当初計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は鉄塔工事用地634.84㎡、鉄塔作業用地192.78㎡、合計827.62㎡、工事期間は、令和5年8月1日から令和6年3月31日までです。変更後の計画は、賃借人は変更なしで、事業内容は鉄塔工事用地663.13㎡、鉄塔作業用地192.78㎡、合計855.91㎡、工事期間は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までです。理由は、協議終了後、工事を進めていく中で、新設する鉄塔場所の地盤が想定以上に軟弱であり、補強工事の必要があるため、面積を28.29㎡増加し、工事期間を当初の8ヶ月から12ヶ月に変更を行うものです。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は8,093㎡、他20筆、合計20,729.58㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年3月7日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、後継者が県外に移住し農業経営を行えなくなるため、合意解約を行う。以上1件、ご報告申し上げます。

- す。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。3月の県の農業会議に提出致しました5条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
- 松平 係長 (令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明)
議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので、最適化活動の令和6年度については、この内容で進めてさせていただくということでご理解いただけますか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。他に何かありますか。
- 近藤 事務員 (田辺市の賃借料情報について説明)
- 松平 係長 (能登半島地震義援金について報告)
- 岡内 局長 (地域計画作成に係る3月定例委員会後の経過について説明)
- 松平 係長 (地域計画の素案の作成のスケジュールについて説明)
- 議 長 毎回、地域計画のことで時間を取っていただいて申し訳ないと思います。今回も長引いたんですけども、慎重にご審議いただきまして有難うございます。以上で今日は終わりたいと思います。

午後4時16分終了